

第9回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月4日(月)午前9時00分から午前9時20分

2. 開催場所 笠松町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員(13人)

議長	10番	近藤	秀隆
議席	1番	奥村	彰朗
議席	3番	伊藤	暁
議席	4番	足立	幸隆
議席	5番	棚橋	久美子
議席	6番	棚橋	武
議席	7番	柴田	敏夫
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	13番	松原	秀昭
議席	15番	小野木	武光

4. 欠席委員(2人)

議席	2番	森	とみ子
議席	14番	松原	孝治

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	西川	雪秀
書記	田中	裕介
書記	亀井	昭宏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

<p>議 長</p>	<p>令和5年第9回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、はじめに2番森委員と14番松原委員から欠席の連絡を受けていることを報告した。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を3番伊藤委員 9番岩村委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2号議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第13号 番号1～2 朗読】</p> <p>番号1は一般貨物自動車運送事業等で使用する車両置き場への転用申請であり、申請地の周囲の状況等を総合的に判断し、第2種農地として、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水処理について説明した。</p> <p>番号2は一般貨物自動車運送事業等で使用する車両置き場への転用申請であり、申請地の周囲の状況等を総合的に判断し、第3種農地として、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水処理について説明した。</p>
<p>議 長</p>	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
<p>5番委員</p>	<p>番号1については、申請地と南側農地が一体化した農地であるため、水路からの水の受口出口が一カ所しかありませんが、申請地を埋めても水の確保に問題なかったので施工どおり進めて頂ければ農地に影響がでないため問題ない旨述べた。</p>
<p>8番委員</p>	<p>番号2については、一体利用する農地は5月に農地転用の許可を受け、現在、埋め立て等の工事の最中です。申請地は相続等の手続き上、5月の農地転用に間に合わなかったため、今回申請書が提出されております。施工内容については前回と変更がないため問題ない旨述べた。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第13号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	議案第13号については、原案のとおり県へ進達するものとして、日程第3号報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第1号 番号1～4 朗読】 番号1は自己用ガレージ敷地、番号2は自己事業用敷地、番号3は長屋住宅1棟、番号4は集合住宅1棟への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また番号2は無断転用のため始末書が、申請書と一緒に提出された旨説明した。
議 長	担当地区委員、事務局からの発言を求めた。
事務局	番号1については、隣接する北側の農地は申請者の所有する農地であり、それ以外に農地はないため、施工どおり実施していただければ問題ない旨述べた。 番号3については、周辺に農地がなく施工どおり実施していただければ農地に影響がでないため問題ない旨述べた。
15番委員	番号2については、無断転用で事業を実施していたが、土砂や雨水処理など農地に影響が出ないように施工していたので、農地に影響が出ないため問題ない旨述べた。
11番委員	番号4については、周りに農地はなく、隣接する水路の草抑えも実施していただけるので施工どおり実施していただければ農地に影響が出ないため問題ない旨述べた。
議 長	事務局、担当地区委員からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議 長	続いて報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第2号 朗読】 番号1は自家用駐車場への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また、以前「農地法第5条の届出」が提出されていたが、所有者の変更、転用目的が変更になったため、理由書と一緒に提出された旨説明した。
議 長	事務局からの発言を求めた。

事務局	宅地として造成工事まで実施していたが、駐車場として活用するため届出が再度提出された。農地は道路を挟んだ北側にあるが、施工どおり土砂等の防止を実施していただければ農地に影響がでないため問題ない旨述べた。
議長	事務局からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和5年第9回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和5年10月2日

議長 近原秀隆
 委員 伊藤 暁
 委員 岩村 好廣